

# 平成28年度 施策評価表 (平成29年度向け施策の取組方針)

施策名: 障害者支援  
 施策番号: 08 - 01

## 1 施策の基本情報

施策名	08 障害者支援	展開方向	01 地域での在宅生活を支えます。
担当当局	健康福祉局		

## 2 目標指標

指標名	方向	基準値		目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率
					H25	H26	H27	H28	H29	
障害のある人が日常生活を送るための地域の環境が整っていると感じる市民の割合		H26	37.3 %	40.0	29.0	37.3	32.3	**	**	0%
グループホームの利用者数		H24	180 人	286	197	217	242	**	**	58.5%
成年後見制度利用支援事業の利用者数		H24	6 人	17	11	15	15	**	**	81.8%

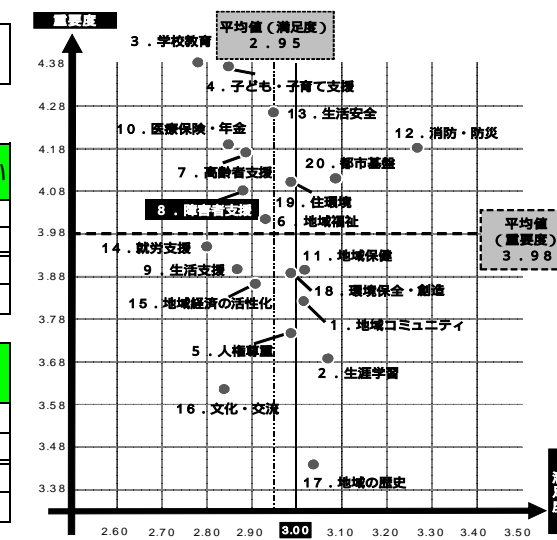
## 4 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(平成27年度実施内容を記載)	
行政が取り組んでいくこと	日常生活の支援の充実と権利擁護
総合戦略	
<p>日常生活を送るために支援が必要な障害のある人に対して、居宅介護をはじめとした障害福祉サービスの提供や身体の機能を補うための補装具の給付等を行っている。また、そうしたサービスの利用手続等を行うことが難しい人の権利を擁護するため、代わって手続等を行う成年後見制度利用支援事業等を実施している。なお、平成27年4月に「尼崎市障害者計画(第3期)・障害福祉計画(第4期)」を策定し、施策等を展開している。</p> <p>【障害者(児)自立支援・サービスの適正化】</p> <p>訪問系サービスのうち、短期入所を除く居宅介護等については、平成21年度では929人であったものが、平成27年度には1,547人と支給実績が大幅に増加している。一方、利用者への適切なサービス提供の確保や請求明細書の誤り件数の増加への対応等が課題となったため、平成26年度に「尼崎市障害福祉サービス等支給決定基準(ガイドライン)」を策定し、利用者説明会や事業所勉強会を実施して周知を図ってきた。平成27年度からは、一定の人員を確保して運用しているところであり、基準に即した支給決定やシステムを使った請求審査を行うとともに、基準を超える支給量を決定する際は、医療や福祉の学識経験者等で構成する「非定型審査会」で意見を伺うなど、心身の状況や必要なサービス等に応じた適正なサービス提供に向けて取り組んでいる。今後は、引き続き、持続可能な制度構築等の実現に向けて、制度本来のサービスのあり方を含めた適正化を進めていく必要があることから、制度や専門的な知識を有する職員や、事業所への監査・請求審査を強化していくための職員を段階的に増やしていくことが課題となっている。</p> <p>【障害者(児)自立支援・グループホーム】</p> <p>グループホームについては、平成24年度までは県の基金事業を活用することで、一定の基盤整備を進めてきた。その後の進捗はやや鈍化しているものの、平成27年度では242人となっており(指標: )、尼崎市障害福祉計画(第4期)の見込量を概ね達成している。引き続き、入院・入所からの地域生活への移行をはじめ、障害のある人の保護者の高齢化や「親なき後」の生活を見据え、一層の整備を進めることが必要であるが、消防設備設置の厳格化への対応や物件・夜間支援員の確保、周辺住民の理解など様々な課題があるため、整備促進の妨げとなっている。また、事業所からは、報酬が日払いであり、且つ低いといった理由等から事業運営が不安定であるという意見もあり、整備促進の観点からの財政的な支援やサービスの質の担保などが課題となっている。</p> <p>【地域生活支援拠点等(機能)】</p> <p>障害のある人が地域で安心して暮らすには、居宅介護サービス等の提供やグループホームの整備促進に加えて、保護者の急な病気や障害者虐待等への備えが必要であることから、それらの機能を総合的に有する「地域生活支援拠点等(機能)」の整備を、尼崎市障害福祉計画(第4期)の目標として位置付けている。今後、地域におけるサービス基盤等も動かしながら、整備に向けた具体的な方策等について関係機関と協議し、早期に整備していくことが課題となっている。</p> <p>【児童発達支援センター・保育所等訪問支援事業】</p> <p>障害のある子どもの集団生活への適応を支援するため、平成25年度から本市が設置する児童発達支援センター「あこや学園」、 「たじかの園」において、保育所等訪問支援事業を実施している。実施当初は制度周知や受入側の理解が進んでおらず、訪問体制も整っていなかったため、利用実績はほとんど無かったが、訪問先への説明会や各種広報に加え、平成26年度から訪問担当者を増員したことにより、平成27年度の利用実績は28人・194回と着実に増加している。引き続き、効果的な事業実施に向けて、保護者や訪問先の支援ニーズの把握等に取り組むことが課題となっている。</p> <p>【成年後見制度利用支援】</p> <p>成年後見制度利用支援事業の利用者数は、平成21年度の3人から、平成27年度には15人と増加傾向にある(指標: )。また、制度を必要とする障害のある人は、ケアマネジメントやサービス等の相談支援を通じて発見することが多いため、制度周知や関係機関との連携は不可欠である。平成26年度より「尼崎市成年後見等支援センター」を設置し、相談の受付や方針の検討、後見の申立・監督、市民後見人の養成など一体的な支援を行っているが、今後も高まる利用ニーズ等に対応していくには、相談窓口の充実や量的・質的な対応力の向上、関係機関との一層の連携が必要となっており、福祉事務所の2所化に合わせてセンター窓口の複数設置を図ることを視野に、専門性の高い職員を段階的に増やしていくことが課題となっている。</p> <p>【障害者虐待防止対策】</p> <p>平成24年10月に施行された障害者虐待防止法に対応するため、障害福祉課をはじめ庁内関係課の連携のもと、「障害者虐待防止センター」機能を持つ機関として虐待に係る通報や届出を受けるとともに、委託相談支援事業所の協力により、随時必要な支援を行っている。また、平成25年度からは、被虐待者の生命や身体に危険が及ぶ場合、一時的に保護する場所を確保している。しかし、虐待対策については、被虐待者への適切な支援に加え、虐待者が虐待を行わなくなるような支援等も必要であり、より高度な知識と専門性・即応性が求められるため、専門的な知識を有する職員の確保と育成が課題となっている。また、休日・夜間を含めた緊急時(24時間体制)の通報体制については、現在、特定の職員でしか対応できず、負担の軽減や体制の強化が課題となっている。さらに、平成25年度に実施したアンケート調査結果では、障害のある人等の障害者虐待防止法の認知度が16.9%と低く、市民の認知度は更に低いことが予想されるため、制度の周知が課題となっている。</p>	

## 3 市民意識調査(市民評価)

項目内容	日常生活の支援、権利擁護 働く場の確保、社会参加の促進				
重要度	重要	まあ重要	ふつう	あまり重要でない	重要でない
27年度	38.4%	34.0%	25.4%	1.5%	0.7%
26年度	第9位 / 20施策	5点満点中	4.08点(平均3.98点)		
25年度	第12位 / 20施策	5点満点中	4.41点(平均4.39点)		
満足度	満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満足	不満足
27年度	1.7%	8.3%	70.2%	16.2%	3.6%
26年度	第14位 / 20施策	5点満点中	2.88点(平均2.95点)		
25年度	第12位 / 20施策	5点満点中	2.88点(平均2.91点)		

割合の合計は、端数処理の関係により100%にならない場合があります。



## 5 施策評価結果(二次評価)

次年度に向けた取組方針 (平成29年度予定を記載。必要に応じて平成28年度も含む。)
<p>訪問系サービスについては、平成27年4月から運用を開始している「尼崎市障害福祉サービス等支給決定基準(ガイドライン)」について、引き続き、利用者や事業所に周知を図るとともに、ケースワーカー等の配置を検討するなど、基準に即した支給決定や適正なサービス提供がなされるよう取り組んでいく。また、利用者への適切なサービス提供を確保するため、事業所勉強会の実施や事業所への監査・請求審査体制の強化に取り組んでいく。</p> <p>なお、障害のある人の実態やニーズに即した施策を計画的に推進していくため、平成30年度から32年度までを計画期間とする「尼崎市障害福祉計画(第5期)」の策定に向けて、アンケート調査を実施するほか、自立支援協議会や社会保障審議会障害者福祉等専門分科会等で協議を進めていく。</p> <p>グループホームを含む社会福祉施設等については、障害のある人等の地域生活の基盤であり、今後も需要が見込まれることから、これまでのサービス供給量の伸びを維持するよう、引き続き、社会福祉施設等施設整備費補助金等を活用して計画的な整備促進に取り組んでいく。</p> <p>「地域生活支援拠点等(機能)」の整備については、国のモデル事業を活用して実施している先進市の事例を参考にするとともに、自立支援協議会を活用するなどして検討を進め、早期の整備に取り組んでいく。</p> <p>保育所等訪問支援事業については、訪問実績を積み重ねる中で、訪問先や保護者間での周知を図っていくとともに、支援ニーズの把握等を進めて効果的な実施手法や体制がとれるよう検討していく。</p> <p>成年後見制度については、「尼崎市成年後見等支援センター」を中心に、引き続き、市民後見人の養成や活動支援、制度の普及・啓発など一体的な支援に取り組んでいくとともに、一層の機能充実に向け検討していく。</p> <p>障害者虐待防止対策については、引き続き、専門性や即応性を有する人材の確保や育成に取り組んでいくとともに、休日・夜間を含めた緊急時(24時間体制)の通報体制を整備できるよう、休日・夜間の通報受付先の委託を検討していく。また、市民への制度認知が進むよう、周知方法等についても検討していく。</p>
新規・拡充の提案につながる項目
<p>グループホームについては今後も整備の促進を図ることが必要ことから、兵庫県においては、一般市を対象に新規開設時に必要な初期経費等に対する補助制度を創設している。本市においても単独の補助制度の創設等について検討を行い、一層の整備促進やサービスの質の向上を目指していく。</p>
改革・改善の提案につながる項目

評価と取組方針			
<p>「尼崎市障害福祉サービス等支給決定基準(ガイドライン)」に基づき、サービスの支給の適正化を進めるとともに、適正にケースワーク活動ができるよう、体制整備や人材育成など実施体制についての検討を行う。</p> <p>・休日・夜間を含めた緊急時(24時間体制)の通報体制については、虐待通報だけでなく、地域移行支援や地域定着支援による常時の連絡体制との統合・調整も含めて検討していく。</p> <p>・事業所に対して実施する指導監査業務については、効率的な執行体制を基本としつつ、業務量等を踏まえる中で、必要に応じて検討を行う。</p> <p>施策の二次評価は「現行継続」とし、これまでの取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。</p>			
総合評価			
<table border="1"> <tr> <td>重点化</td> <td>転換調整</td> <td>現行継続</td> </tr> </table>	重点化	転換調整	現行継続
重点化	転換調整	現行継続	

平成28年度 施策評価表 (平成29年度向け施策の取組方針)

施策名: 障害者支援  
 施策番号: 08 - 02

1 施策の基本情報

施策名	08 障害者支援	展開方向	02 適切な支援につなぐための相談の体制を充実します。
主担当局	健康福祉局		

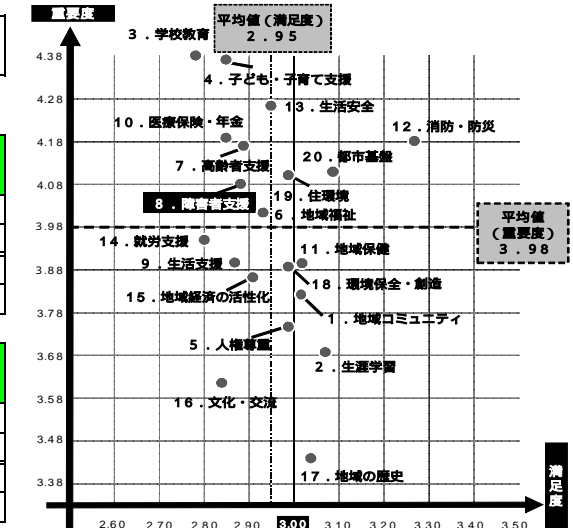
2 目標指標

指標名	方向	基準値		目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率	
					H25	H26	H27	H28	H29		
委託相談支援事業所における延べ相談回数		H24	10,773	回	-	14,302	17,581	17,826	**	**	-
サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成達成率		H26	2.0	%	100	-	2.0	14.1	**	**	12.3%
委託相談支援事業所等における発達障害の人等の相談支援対象者数		H25	133	人	-	133	156	213	**	**	-

3 市民意識調査(市民評価)

項目内容	日常生活の支援、権利擁護 働く場の確保、社会参加の促進				
重要度	重要	まあ重要	ふつう	あまり重要でない	重要でない
27年度	38.4%	34.0%	25.4%	1.5%	0.7%
26年度	第9位 / 20施策	5点満点中	4.08点(平均3.98点)		
25年度	第12位 / 20施策	5点満点中	4.41点(平均4.39点)		
満足度	満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満足	不満足
27年度	1.7%	8.3%	70.2%	16.2%	3.6%
26年度	第14位 / 20施策	5点満点中	2.88点(平均2.95点)		
25年度	第12位 / 20施策	5点満点中	2.88点(平均2.91点)		

割合の合計は、端数処理の関係により100%にならない場合があります。



4 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(平成27年度実施内容を記載)	
行政が取り組んでいくこと	相談体制の充実とネットワークの構築
総合戦略	-
<p>適切な支援が必要な障害のある人に対して、相談に応じ、必要な情報の提供・助言その他障害福祉サービスの利用援助や社会資源活用の支援等を行う「障害者(児)相談支援事業」を実施している。当該事業は、庁内関係部局の連携によるもののほか、社会福祉法人が運営する7事業所に委託し、委託相談支援事業と位置づけて緊密な連携を図っている。なお、平成27年4月に「尼崎市障害者計画(第3期)・障害福祉計画(第4期)」を策定し、施策等を展開している。</p> <p>【障害者(児)相談支援】                  委託相談支援事業所の延べ相談回数は、平成27年度には17,826回となっている。諸制度の周知・普及によって潜在していた相談支援ニーズが顕在化していることや支援を必要とする人の増加等に伴い、相談件数は、依然として増加傾向にある(指標: )。委託相談支援事業所の相談員については、平成21年度では6事業所で6人であったが、平成27年度には7事業所で16人としており、一定の体制整備を図っている。しかし、支援対象となる障害のある人等の範囲が広がるなど、今後も相談件数の増加が見込まれる状況であるため、新たな委託先を確保していくことが課題となっている。</p> <p>相談件数の増加に伴い、その内容も複雑化かつ専門化していることから、委託相談支援事業所は、障害福祉サービス以外の制度等についても、知識の向上や支援を行っていく必要がある。そのため、事業所間での研修会の開催や意見交換等により専門性の確保に努めているところであるが、業務繁忙や退職等もあり、相談員の質の担保等が課題となっている。</p> <p>平成25年度に実施したアンケート調査においては、障害のある人が悩みや困った時に委託相談支援事業所に相談する割合は4.4%と低く、市民の一般的な認知度はこれよりも更に低いことが予想されるため、一層の制度周知が課題となっている。</p> <p>保健・福祉に係る各組織が一体的かつ十分な連携のもとで対応でき、また、できるだけ相談や手続を完結することができるよう、総合相談窓口の設置が求められている。そのため、「(仮称)保健福祉センター」の設置に向けて、平成27年度から障害福祉課の組織体制を再編するなどの取組を進めてきた。引き続き、行政窓口における専門職の配置など相談機能の充実を図るとともに、委託相談支援事業所に対する専門的な指導や助言機能等を強化していくことが課題となっている。</p> <p>全ての障害福祉サービス支給決定者と障害児通所支援支給決定児童(全支給決定者(児))に対して、それぞれ「サービス等利用計画」、「障害児支援利用計画」を作成することが必須となっているが、本市では、平成28年3月末時点で、全支給決定者(児)4,896人に対して692人の作成にとどまっており、作成達成率は約14%となっている(指標: )。そのため、本市では平成29年度までの対応を目指して、平成27年度から「尼崎市障害福祉サービス等支給決定基準(ガイドライン)」の運用を始めるとともに、利用計画を作成する指定特定相談支援事業所におけるネットワークづくりや意見交換会を実施している。利用計画の作成を進めていくには、引き続き、指定特定相談支援事業所の設置促進や指導・助言等が必要となるため、行政窓口の職員や委託相談支援事業所の相談員の専門性を向上させて、段階的に増員していくことが課題となっている。</p> <p>【基幹相談支援センター】                  地域の相談支援体制の強化と重層化を行うために、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等を配置し、委託相談支援事業所に対して、専門的な指導や助言機能を発揮する「基幹相談支援センター」の設置が求められており、近隣の中核市においては、ほとんどの市が設置している状況である。そのため、上記にある「(仮称)保健福祉センター」への基幹相談支援センターの設置が課題となっている。</p> <p>【発達障害の人等の相談支援】                  県が運営する発達障害者支援センター(芦屋ランチ)が、平成27年度から、本来機能(市や関係機関等をバックアップする二次対応業務)へ特化したことに伴い、これまで同センターが担ってきた発達障害の人等への相談支援については、平成27年10月から本市の委託相談支援事業所に対応している。委託相談支援事業所等における発達障害の人等の相談者数は、集計を開始した平成25年度では133人であったものが、平成27年度には213人と増加傾向にある(指標: )ため、事業所の相談員を増員するなど、受入体制の充実を図ることが課題となっている。</p>	

次年度に向けた取組方針 (平成29年度予定を記載。必要に応じて平成28年度も含む。)	
<p>～ 障害者(児)相談支援事業に対する専門的な指導・助言機能等の強化、サービス等利用計画等の作成の推進等に対応していくため、「(仮称)保健福祉センター」の2所化を見据えとともに、本庁機能との役割分担も踏まえて、引き続き、障害福祉に係る相談窓口機能について検討していく。併せて、より高度な知識と専門性を高め、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関である「基幹相談支援センター」の設置についても、他の相談窓口機能との統合等も含め、庁内関係課と具体的な協議を進めていく。</p>	
新規・拡充の提案につながる項目	
<p>～ 障害者(児)相談支援事業については、増加する相談件数等に対応するため、新たな委託相談支援事業所の確保に取り組むとともに、市民への認知が進むよう効果的な周知に努めていく。また、今後も相談件数の増加が見込まれる状況であることから、更なる体制の強化を図っていく。</p> <p>～ 地域の相談支援体制の強化と重層化に向けて、新たに設置される「(仮称)保健福祉センター」に専門職(社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等)を配置し、委託相談支援事業所に対する専門的な指導や助言機能等の強化を図る。また、障害のある人の地域生活への移行や定着を支援するためのサービス提供体制の総合調整を図るコーディネーターの配置や休日・夜間も含めた緊急時(24時間体制)の相談支援体制の整備に向け取り組む。</p>	
改革・改善の提案につながる項目	

5 施策評価結果(二次評価)

評価と取組方針
<p>・サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成達成率は14.1%と昨年度よりは上昇したものの、依然低く、引き続き100%の達成に向け取り組む。</p> <p>・基幹相談支援センター機能を含めた障害者相談支援事業に係る体制整備については、他都市の状況や(仮称)保健福祉センターの2所化計画の状況を踏まえ、必要に応じて外部資源の活用や、既存の組織の業務内容等を精査した上検討を行う。</p> <p>・サービス提供体制の総合調整を図るコーディネーターの配置については、その必要性も含め、効率的な執行体制の整備の検討を行う。</p> <p>施策の二次評価は「現行継続」とし、これまでの取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。</p>
総合評価
重点化
転換調整
現行継続

# 平成28年度 施策評価表 (平成29年度向け施策の取組方針)

施策名: 障害者支援  
 施策番号: 08 - 03

## 1 施策の基本情報

施策名	08 障害者支援	展開方向	03 障害のある人の社会への参加を促進します。
主担当局	健康福祉局		

## 2 目標指標

指標名	方向	基準値		目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率	
		H24	24		H25	H26	H27	H28	H29		
委託就労支援機関を通じた就労者数		H24	24	人	45	35	30	36	**	**	57.1%
障害者優先調達推進法に基づく調達実績件数		H25	4	件	8	4	5	6	**	**	50.0%
意思疎通支援事業に係る養成講座修了者数		H24	51	人	60	26	30	43	**	**	0%

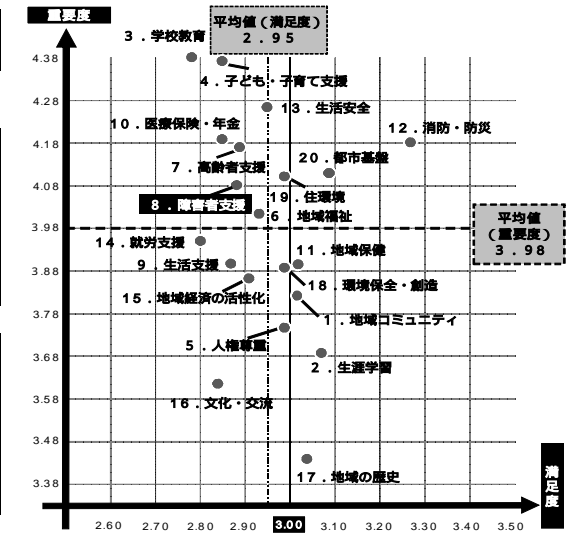
## 3 市民意識調査(市民評価)

項目内容	日常生活の支援、権利擁護 働く場の確保、社会参加の促進
------	--------------------------------

	重要度				
	重要	まあ重要	ふつう	あまり重要でない	重要でない
27年度	38.4%	34.0%	25.4%	1.5%	0.7%
26年度	第9位 / 20施策	5点満点中	4.08点 (平均3.98点)		
25年度	第12位 / 20施策	5点満点中	4.41点 (平均4.39点)		

	満足度				
	満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満足	不満足
27年度	1.7%	8.3%	70.2%	16.2%	3.6%
26年度	第14位 / 20施策	5点満点中	2.88点 (平均2.95点)		
25年度	第12位 / 20施策	5点満点中	2.88点 (平均2.91点)		

割合の合計は、端数処理の関係により100%にならない場合があります。



## 4 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(平成27年度実施内容を記載)		総合戦略
行政が取り組んでいくこと	日常生活での交流の支援	-
<p>障害のある人の地域における交流を支援するため、障害の状況に応じた多様な日中活動の機会を提供するとともに、各種イベントや講座の開催等に取り組んでいる。なお、平成27年4月に「尼崎市障害者計画(第3期)・障害福祉計画(第4期)」を策定し、施策等を展開している。</p> <p>【自発的活動支援】</p> <p>自発的活動支援事業については、障害のある人やその家族、地域の関係団体等による自発的な取組を支援するため、平成25年度から地域生活支援事業の必須事業となっているが、本市では実施できていないため、必要な支援の構築や効果的な取組が課題となっている。</p>		
行政が取り組んでいくこと	働く場の確保	-
<p>障害のある人の働く場を確保するため、障害福祉サービスにおける就労系サービスの提供を始め、就労に特化した支援を行う障害者就労支援事業や市役所内での実習を行う障害者就労チャレンジ事業等を実施している。なお、平成27年4月に「尼崎市障害者計画(第3期)・障害福祉計画(第4期)」を策定し、施策等を展開している。</p> <p>【就労支援】</p> <p>就労支援事業については、平成24年度に委託事業へ転換して体制の充実を図るとともに、支援対象も身体・知的・精神の3障害(発達障害を含む)に拡大しており、平成25年度には難病の人も対象に加えてきた。その結果、当該事業を実施する「尼崎市障害者就労・生活支援センターみのり」を通じた就労者数は、平成21年度の12人から、平成27年度には36人に増加しており(指標: )、併せて継続的な支援対象者も増え続けている。また、法定雇用率の引上げや就職後の定着支援の制度普及等によって今後も就労希望者の増加が予想される。増加する支援対象者やそのニーズに対応するとともに、引き続き、雇用先の開拓や確保、企業との橋渡し等、就労・定着に向けた支援を行っていくため、委託事業所の支援員を増やしていくことが課題となっている。</p> <p>【障害者就労支援施設等における受注機会の確保】</p> <p>平成21年2月に特定随意契約を制度化し、平成26年4月に障害者優先調達推進法に基づく調達方針(以下、「調達方針」という。)を定めて、受注機会の拡大を図っている。しかし、平成27年度の特定随意契約数は当初からの4件に止まり、調達方針に基づく受注実績も6件となっているため(指標: )、新たな契約の確保等に向けて、庁内への一層の周知や発注の際における簡素な事務手続きのマニュアル化に取り組むとともに、より効果的な実施手法の検討が課題となっている。</p> <p>障害者就労支援施設等の収入増を支援するため、自立支援協議会を通じて継続的に企業イベントへの出店を行っている。また、平成26年度から本庁舎内での販売等を実施しているが、継続的な開催やさらなる支援が課題となっている。</p>		
行政が取り組んでいくこと	社会参加の促進	-
<p>障害のある人の自立生活や社会参加を促進するため、外出時に必要な支援を行う移動支援事業や意思の伝達を確保する意思疎通支援事業など各種事業を実施している。なお、平成27年4月に「尼崎市障害者計画(第3期)・障害福祉計画(第4期)」を策定し、施策等を展開している。</p> <p>【意思疎通支援】</p> <p>意思疎通支援事業として、手話通訳者や要約筆記者等の派遣事業を行っているが、派遣対象となる外出については、公的機関や医療機関に限っていることから、社会参加活動等に係る外出も派遣対象となるよう拡充が求められている。一方で、近年の利用実績も増加傾向にあり、利用ニーズも高まっていることから、担い手となる手話通訳者や要約筆記者等を確保していくために、養成事業の拡充も必要となっている。養成講座の修了者数は、平成25年度以降は、増加傾向にあるものの(指標: )、更なる受講者の開拓や受講継続の支援、受講後のフォローアップが課題となっている。</p> <p>【差別解消・コミュニケーション支援】</p> <p>障害者差別解消法が施行され、障害のある人に対する市職員の適切な対応や相談体制等を示す対応要領の策定に取り組んでいる。今後は、障害者差別に関する事例の共有や解消に向けた取組を行う協議会を設置するなど、支援体制の整備が課題となっている。また、全国的に手話の普及等を目的とする条例の制定が求められており、本市においても障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用を促進するため、「(仮称)手話言語条例」の制定に向けた検討協議会の設置や具体的な施策の展開が課題となっている。</p> <p>【移動支援等】</p> <p>移動支援事業と日中一時支援事業における平成27年度の利用実績をみると、それぞれ17,093人分、379人分となっている。どちらの事業も社会参加等に寄与するものであるが、本市の地域生活支援事業の給付費全体をみると、移動支援事業が非常に高く、日中一時支援事業が非常に低い状況となっている。そのため、平成27年度は、移動支援事業に係る支給決定基準(ガイドライン)の策定に向けた協議や日中一時支援事業の拡充等に取り組んでいる。引き続き、制度本来のサービスのあり方を含めた適正化を進めていくことが課題となっている。</p>		

次年度に向けた取組方針 (平成29年度予定を記載。必要に応じて平成28年度も含む。)	
<p>特定随意契約数の増加や調達方針に定めた調達目標の達成に向けて、引き続き、障害者就労支援施設等の取扱う物品等について、庁内への一層の周知や発注にかかる簡素な事務手続きのマニュアル化に取り組むとともに、より効果的な実施手法の検討を行う。</p> <p>障害者差別解消法の施行を受け、障害者差別に関する相談事例の共有を図り、地域全体として差別の解消に向けた取組が行われるよう、地域の関係機関で構成する「(仮称)障害者差別解消支援地域協議会」の設置及び運営について検討していく。また、障害特性に応じたコミュニケーション手段の利用を促進していくため、平成29年度に「(仮称)手話言語条例」を制定・施行するため、平成28年度においては、「(仮称)手話言語条例検討協議会」を設置し、協議・検討していく。</p>	
<p><b>新規・拡充の提案につながる項目</b></p> <p>自発的活動支援事業については、障害のある人やその家族、地域住民等が自発的に活動に対する支援が行えるよう、地域における活動状況等について把握していくとともに、必要とされる支援については補助を行えるよう具体的な事業を検討していく。</p> <p>就労支援事業については、支援体制の確保が必要となっているため、支援員の増員等を行うとともに、より高度な知識と専門性を高め、相談機能の強化等について検討していく。</p> <p>障害者就労支援施設等の収入増を支援するため、引き続き、庁内販売等の機会確保に努めるとともに、障害者の雇用機会の創出や販路開拓に対する支援が行えるよう、事業化について検討していく。</p> <p>手話通訳者等の派遣については、潜在的な利用ニーズが高く、加えて対象とする派遣理由の拡充を求める声が多いことから、事業の拡充に向けた検討を行う。また、派遣ニーズに応えるには、担い手となる手話通訳者や要約筆記者を確保・養成する必要があるため、養成講座受講者の掘り起こしや受講し易い講座開催日程について検討する。意思疎通支援には一定の習熟度を必要とすることから、手話通訳については3か年、要約筆記については2か年に亘るカリキュラム設定しているところであるが、手話通訳については、止む無く2年目と3年目のカリキュラムを隔年で開催しているところであり、3か年連続した講座の開催に改める必要がある。</p> <p>障害者等特別乗車証については、制度の維持継続及び利用者の利便性の向上等の観点から、乗車証のIC化について、事業者等と協議・調整を進めていく。</p>	
<p><b>改革・改善の提案につながる項目</b></p> <p>地域生活支援事業の移動支援事業に係る支給決定基準(ガイドライン)を作成し、運用の見直しを図るとともに、基準に即した支給決定や利用者への適切なサービス提供の確保等に取り組む。また、尼崎市障害者計画等に掲げる目標の達成や課題の解消を図っていくため、地域生活支援事業の再構築を行い、必要な人に必要なサービスが提供できるよう、持続可能な制度構築に向けた取組や検討を進める。</p>	

## 5 施策評価結果(二次評価)

評価と取組方針		
<p>・障害者優先調達推進法に基づく調達方針により、受注機会が4件、受注実績が6件と微増しているものの、障害者就労支援施設等の収入増を支援するため、庁内に制度周知を一層図る必要がある。</p> <p>・意思疎通支援事業における養成講座の受講者に対して、ボランティアセンターへの登録を推奨する等、活躍できる場の提供に努める。</p> <p>・平成28年度策定予定の地域生活支援事業の移動支援事業に係る支給決定基準(ガイドライン)に基づき、適正なサービス提供が行われるよう、事業所や利用者等に対し、制度の周知を行う。</p>		
<p>施策の二次評価は「現行継続」とし、これまでの取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。</p>		
<p><b>総合評価</b></p>		
重点化	転換調整	現行継続